

障害福祉施策に係る中長期指針の策定等について

参考資料 1

※平成 27 年度第 2 回での資料

I 中長期指針の策定

1 中長期指針策定の背景

(1) 概要

障害者総合支援法施行から 10 年を迎え、本市においても障害福祉サービスは着実に進展してきている。しかし、法定サービスを基本とした既存の制度の拡充のみでは、解決が難しい課題も抱えており、既存制度にとらわれない新たな支援策が求められている。

さらに、これらの課題については様々な問題が相互に関連しあい、短期間で結果を出すことが困難なものが多いことから、関連する課題を総合的に捉え、かつ、長期的な視点をもったビジョンを策定し、達成までのロードマップをイメージしながら、個々の施策を検討する必要があるため、障害福祉施策に係る中長期指針を策定する。

(2) 作成時期

本市における障害福祉に関する次期計画となる「第 4 次千葉市障害者計画及び第 5 期千葉市障害福祉計画（平成 30～32 年度）」（以下「第 4 次障害者計画」という。）は、平成 29 年度中に策定予定であるが、当該計画の対象期間は 3 年間と短く、内容もサービス量の見込みや、個々の事業の目標等で、総合的かつ長期的な視点をもったビジョンとはなりにくい。

そのため、計画策定の基礎となる中長期的指針を、次期計画の策定前である平成 28 年度中に策定することが必要である。

なお、平成 28 年度から 30 年度にかけて、次のとおり多くの法改正等が続く中、本市としての目指すべき障害者施策の方向性を明確にすることで、ともすれば、後追いになってしまいがちな国の制度改正への対応についても主体的に行うことが可能となる。

(国の動き)

平成 28 年 4 月	障害者差別解消法施行 改正障害者雇用促進法施行（差別解消法関連部分）
平成 30 年 4 月	障害者基本法に基づく第 4 次障害者基本計画の開始 改正された障害者雇用促進法の施行（法定雇用率の基礎算定の対象に精神障害者を加える） 改正された障害者総合支援法の施行見込（H28通常国会提出予定） 改正された発達障害者支援法の施行見込（H28通常国会提出予定） 障害福祉サービスの報酬改定見込

(3) 中長期指針と障害者計画の比較

区分	中長期指針	第 4 次障害者計画
対象期間	10 年間（平成 29～38 年度）	3 年間（平成 30～32 年度）
内容	本市の障害者施策の目指すべき大きな方向性（個々の事業については盛り込まない）	サービス見込み量や個々の事業の目標等

2 中長期指針策定にあたっての基本的視点

(1) 現状の分析とあるべき将来像の設定

現在の障害者の統計から将来像を推計し、現状のまま推移した場合に発生する課題を明確にする。そのうえで、これらの課題を乗り越えたあるべき将来像を設定し、この将来像にいたる方向性を検討する。

(2) より多くの生きづらさを抱える方たちへの支援の充実

従来の制度的枠組みのなかでは、十分な支援をうけることのできない方たちを支援することについて、新たに重点的に取り組んでいく。特に早急に支援を行わなければ、当該当事者及び家族の生活が破綻しかねないような方たちへの支援や、緊急での支援は必要ないものの、当該課題を放置することで、将来に甚大な負担を強いるような課題について、優先的に対処する。

(3) 持続可能な支援のための選択と集中

障害福祉施策全体の経費が右肩上がりに増大していくなかで、限られた財源や人的資源を有効に活用するため、(2) のような必要性の高い事業の選択と財源等の集中について方針を明確にし、今後の既存事業の見直しを含めた事業検討の基礎となるものとする。

3 中長期指針の策定方法

策定に際しては、過去の団体、当事者及び事業者からの要望や、実態調査等をもとに、市事務局においてたたき台を策定する。当該たたき台をもとに団体、事業者等からのヒヤリング又は意見募集を行い、これらの意見を反映した指針を策定する。

(具体的なスケジュール（案）)

平成 28 年	3 月	障害者施策推進協議会への説明
	4～5 月	中長期指針の素案の作成
	6～7 月	障害者団体との素案へのヒヤリング・意見募集
	8～9 月	中長期指針の原案の作成
	10 月	障害者施策推進協議会において原案の協議
	11～12 月	パブリックコメントの実施
平成 29 年	1 月	障害者施策推進協議会において最終案の協議、指針の確定・公表

II 実施事業の検討

1 概要

- 第 4 次障害者計画に盛り込む平成 30 年度からの新規事業等について、平成 28 年度中に検討を行う。
- 本市の全庁的な計画である第 3 次実施計画（平成 30～32 年度）に位置付けるためには、平成 29 年度当初までに具体的な事業が提案できるよう整えておくことが必要となる。
 - 平成 30 年度予算の事業として位置付けるためには、平成 29 年度当初までに具体的な事業が提案できるよう整えておくことが必要となる。

2 検討課題

平成 30 年度から取り組むべき事業として、近年の国制度も含めた状況の変化によって、本市において特に深刻化した課題を設定し検討する。

- ①親亡き後の支援について
- ②発達障害者に対する支援について
- ③医療的ケア等を必要とする等重度の障害のある方たちへの支援について

3 事業の検討体制

課題別の検討にあたっては、地域において障害者福祉に係る相談支援を担い、取り組むべき課題を協議している「地域自立支援協議会」の運営事務局会議に、当事者や事業所等の関係者を加え、協議する。

(具体的なスケジュール（案）)

平成 28 年	5 月	親亡き後の支援について
	7 月	発達障害者に対する支援について
	9 月	医療的ケア等を必要とする等重度の障害のある方たちへの支援について
平成 29 年	1 月	親亡き後の支援について
	3 月	発達障害者に対する支援について
	5 月	医療的ケア等を必要とする等重度の障害のある方たちへの支援について

平成 29 年度からは、この検討において提案された事業及び中長期指針の検討過程において提案された事業を総合的に検討し実施計画や障害者計画に盛り込む事業を決定していく。